



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (四件) ……
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……
- 都市計画事業の認可 ……
- …(都市整備局都市基盤部街路計画課) ……
- 保安林の指定予定 (二件) ……
- …(産業労働局農林水産部森林課) ……
- 技能検定員審査の実施 ……

告示

●東京都告示第百号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき令和五年東京都告示第三十六号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月六日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称

練馬区

- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業練馬第二・二十号小竹町公園
- 三 事業施行期間
令和五年一月二十日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分
令和五年東京都告示第三十六号の事業地のうち、練馬区小竹町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
なし

●東京都告示第百一号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき令和五年東京都告示第三百九十七号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月六日

東京都知事 小池 百合子

練馬区

- 一 施行者の名称
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業第七・五・十号石神井公園
- 三 事業施行期間
令和五年四月三日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分
変更なし

使用の部分
なし

●東京都告示第百二号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき令和六年東京都告示第四百十五号東村山都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月六日

東京都知事 小池 百合子

東村山市

- 一 施行者の名称
- 二 都市計画事業の種類及び名称
東村山都市計画緑地事業第十二号薬師山緑地
- 三 事業施行期間
令和六年二月二十一日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地
取用の部分
変更なし

使用の部分
なし

●東京都告示第百三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第四百四十六号八王子都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月六日

東京都知事 小池 百合子

八王子市

- 一 施行者の名称
- 二 都市計画事業の種類及び名称
八王子都市計画公園事業第四・四号八王子中央公園
- 三 事業施行期間
令和三年四月一日から令和九年三月

三十一日まで
四 事業地
取用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和八年二月六日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画道路事業区画街路品川区画街路第八号線
- 三 事業施行期間 令和八年二月六日から令和二十年三月三十一日まで
- 四 事業地 品川区戸越五丁目地内
取用の部分
品川区戸越五丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。
令和八年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所
新島村字瀬戸山一・二番・一三三番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び新島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。
令和八年二月六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 保安林予定森林の所在場所
大島町元町字式千坪山二九一番四（次の図に示す部分に限る。）、二九〇番一
- 二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第39号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。
令和8年2月6日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明
記

- 1 審査の種類
普通自動車免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転

<p>免許を除く。)に係る運転免許証(以下「免許証」という。)又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和8年3月9日(月曜日)から同月13日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場(府中市多摩町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p>	<p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>令和8年2月19日(木曜日)及び同月20日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課(品川区東大井一丁目12番5号)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和8年2月9日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>19,800円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード</p>	<p>イ 筆記用具</p> <p>(ア) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7251-5276</p>
--	---	---

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

